

広島県災害時動物救護要領

令和元年 7 月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

公益社団法人広島県獣医師会

1 目的

この要領は、令和元年7月に策定した広島県災害時動物救護基本指針に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）に設置する広島県動物救護本部の運営等について必要な事項を定める。また、災害時に備え行っておくべき各主体の取組等について定める。

2 各主体の取組

(1) 飼い主の取組

災害時にペットを適切に飼養するためには、飼い主が自らの身の安全を確保することが必要である。災害時には、逸走やけが等に注意してペットとともに同行避難を行うことが望ましいが、基本的な健康管理やしつけに努め、適切に飼養していることが前提となるので、平日頃から適正飼養に努める。

① ペットの健康管理

- ・混合ワクチンの接種
- ・狂犬病ワクチンの接種（犬の場合）
- ・ノミ・ダニ・寄生虫予防
- ・犬フィラリア症の予防

② ペットの基本的なしつけ

- ・「マテ」「フセ」「コイ」等
- ・ケージ飼い訓練

③ 適切な社会化

④ 所有者明示（鑑札，注射済票，迷子札，マイクロチップ等）

⑤ 不妊去勢手術の検討

⑥ ペットに関する知識の獲得（ペットの病気，人獣共通感染症，動物アレルギー，適切な飼養頭数等）

⑦ 住居，飼育場所の防災対策

⑧ 物資の備蓄（ペットの避難セット）

⑨ 情報収集（同行避難可能な避難所，避難経路の確認）

⑩ 同行避難訓練への参加

⑪ ペットの一時預かり先の確保（友人，親戚等）

[参考資料（環境省作成）]

- 災害、あなたとペットは大丈夫？（人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉）（平成30年9月）
- 備えよう！いつもいっしょにいたいから（リーフレット）（平成23年9月）
- ペットも守ろう！防災対策（リーフレット）（平成29年9月）

(2) 市町等（避難所運営主体）の取組

災害時には避難所運営を始め、被災者対応の最前線となることから、動物救護についても平常時に最大限体制を整理しておく必要がある。飼い主へ適正飼養等の啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定と住民への周知を進めるよう努める。また、避難所の受援体制を整備し、同行避難訓練の実施または支援にも努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 同行避難可能な避難所の選定と周知
- ③ 同行避難訓練の実施・支援
- ④ 受援体制の整備

(3) 県食品生活衛生課の取組

災害時には動物救護本部を兼ね、各主体との連絡調整等を担う。平常時にはその体制整備及び各主体への啓発を行う必要がある。飼い主に対しては、法にも定められた適正飼養の徹底を促すことが災害時の備えにもなり、各動物愛護（管理）センター、市町や団体等と協力し啓発を行う。市町に対しては、同行避難について啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定について理解を得るよう努める。そのほか、関係団体との連携体制の強化に努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 飼い主への啓発（同行避難の周知）
- ③ 市町への啓発（同行避難可能な避難所の選定と周知）
- ④ 関係団体との連絡体制の整備
- ⑤ 協力体制の整備（協定の締結等）
- ⑥ 受援体制の整備
- ⑦ 情報収集、共有体制の整備
- ⑧ 義援金募集（受入）体制の整備
- ⑨ 物資の備蓄

(4) 動物愛護（管理）センターの取組

災害時には特定動物の逸走等，被災動物による危害防止に備えるとともに，地域支部を兼ね，各協力団体と協力し，避難所等の支援に当たる。平常時には各動物愛護（管理）センター，市町や団体等と協力し飼い主への適正飼養の徹底を促すとともに，協力団体との連携強化に努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 協力団体等のリスト化
- ③ 協力団体等のコーディネート体制の整備
- ④ 団体，個人ボランティア等の育成

[関連様式]

■様式 1-1 協力団体等一覧

(5) 協力団体等の取組

災害時には，主体的に各種支援を行うほか，動物救護本部が行う避難所の支援，一時預かりの支援に協力する。平常時には，飼い主への啓発を行うとともに，同行避難訓練の実施や支援を行う。また，他の団体とも協力関係を構築し，災害時に備える。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 同行避難訓練の実施・支援
- ③ 他の団体との協力関係の構築

[参考資料（環境省作成）]

■被災ペット救護施設運営の手引き（平成 31 年 3 月）

(6) 獣医師会の取組

災害時には協力獣医師を取りまとめ，負傷動物の救護や，避難ペットの健康管理支援及び一時預かり等に対応する。

2 災害時の体制

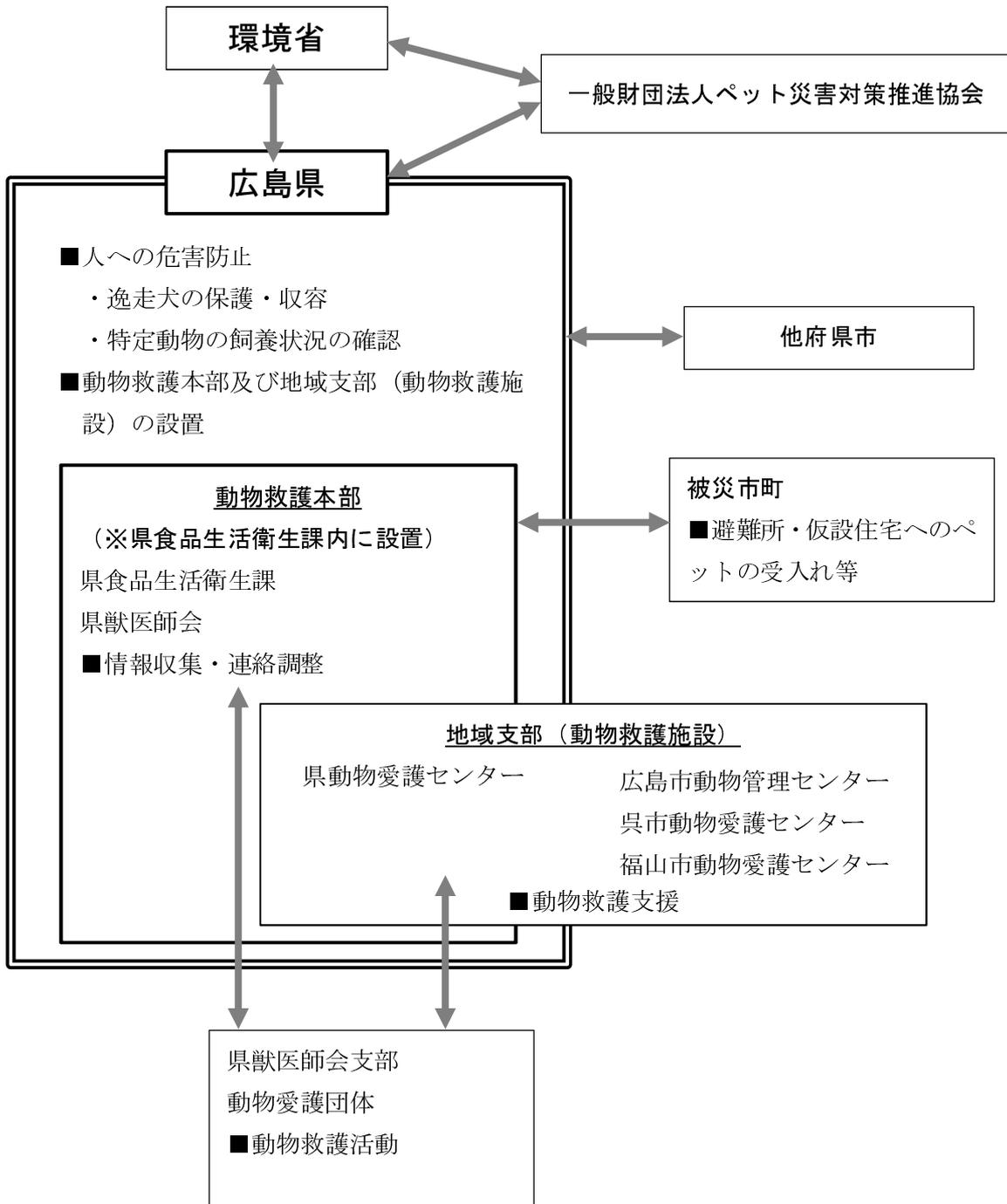
(1) 人への危害防止対策

県動物愛護センター（被災地が「広島市」、「呉市」及び「福山市」の場合は「各市動物愛護（管理）センター」とする。以下同じ。）は、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

(2) 動物救護本部及び地域支部の設置・運営

県食品生活衛生課は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、災害時における動物救護活動に関する協定を締結している団体と協議し、広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（動物救護施設）（以下、「地域支部」という。）を設置する。

災害時における動物救護組織体制



3 救護本部の役割

県及び県獣医師会等で構成することとし、県食品生活衛生課長を本部長とし、県食品生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

(1) 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

(2) 関係機関への協力要請

国や周辺自治体等と情報を共有し、被災地の状況等に応じて、一般財団法人ペット災害対策推進協会や協力団体等、関係機関に動物救護活動等への協力要請を行う。

(3) 被災地の情報収集及び地域支部等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、地域支部及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

(4) 義援金の募集・活用

必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。

(5) 広報の対応

必要に応じてプレスリリースやホームページ等を通じた広報を行う。

なお、詳細な活動内容については、各救護本部（地域支部）マニュアルで具体的に定める。

4 地域支部の役割

県動物愛護センター，県獣医師会支部，動物愛護団体等で構成し，県動物愛護センター所長を支部長とし，県動物愛護センター内に事務局を置く。構成員が連携・協働して動物救護活動にあたる。

(1) 地域支部の設置場所

設置場所は県動物愛護センター内とする。災害の規模が大きく，全ての負傷動物・放浪動物を収容できない場合等，状況により別に施設の設置を検討する。

(2) 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に窓口を設置し，被災動物に関する相談に対応するとともに，その旨をホームページ等を通じて広報する。

(3) 負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療

道路，公園，広場，その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療等を行う。

(4) 一時預かりへの対応

避難住民の飼い犬猫の一時預かり避難所において，動物の受入れができない場合，及び仮設テントの設置等避難所付近に収容場所が確保されるまでの期間に飼い主から一時預かりを依頼された場合は，必要な手続きを行い依頼に応じる。

(5) 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため，必要に応じてペットの適正飼育・健康管理を支援する。

(6) 救援物資の受入れ・配布

救援物資の受入れ保管を行うとともに，避難所，仮設住宅ごとに情報を収集し，必要な物資を配布する。

(7) 各構成員の役割分担

県動物愛護センター

：地域支部の業務実施主体であり，業務全般に携わるとともに，内容に応じ獣医師会支部，動物愛護団体等に業務の実施・協力を依頼する。

県獣医師会支部

：主に動物の応急手当・治療に関する役割を担い，ペットの健康管理支援，及び避難住民の飼い犬猫の一時預かりにも対応する。

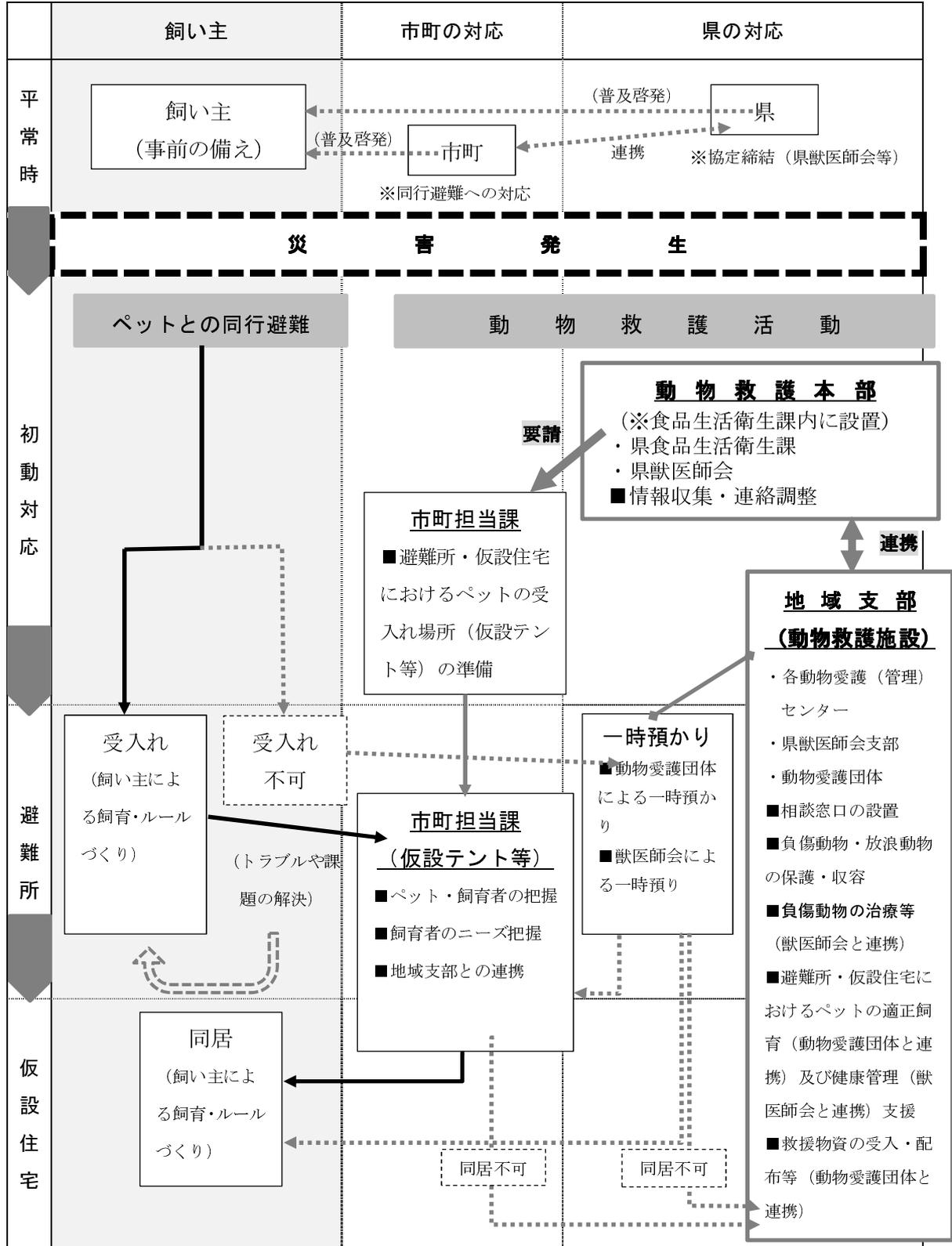
動物愛護団体

：主に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育支援，救援物資配布の役割

を担い、避難住民の飼い犬猫の一時預かり依頼にも対応する。

なお、詳細な活動内容については、各救護本部（地域支部）マニュアルで具体的に定める。

災害時における動物救護活動フロー図



5 災害の終息

(1) 救護本部及び地域支部の廃止

災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合は、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。

(2) 被災者等に対する周知

救護本部及び地域支部の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

(3) 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、県食品生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び地域支部の対応を検証し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しその内容を提供することなどにより、情報の共有を図る。

(4) 要領等の見直し

県食品生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて要領等の見直しを行い、見直しを行った場合は、速やかに関係機関に周知する。